



安心の創造、誠実な経営。

平成25年11月15日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちご不動産投資法人
代表者名 執行役員 高塚 義弘
(コード番号 8975)

資産運用会社名
いちご不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表執行役社長 織井 渉
問合せ先 執行役副社長 石原 実
(電話番号 03-3502-4891)

新投資口発行および投資口売出しに関するお知らせ

いちご不動産投資法人(以下、「本投資法人」という。)は、本日開催の役員会において、新投資口発行およびオーバーアロットメントによる投資口の売出しに関し決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- (1) 募集投資口数 85,000口
- (2) 払込金額(発行価額) 未定
(2013年11月26日(火曜日)から2013年11月29日(金曜日)までのいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に開催される役員会において決定します。)
- (3) 払込金額(発行価額)の総額 未定
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社(以下、「主幹事会社」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、大和証券株式会社およびみずほ証券株式会社(以下、上述4社を「引受人」と総称します。)に全投資口を買取引受けさせます。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における本投資法人の投資口(以下、「本投資口」という。)の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満切捨て)を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定します。
- (5) 引受契約の内容 引受人は、後述(8)記載の払込期日に払込金額(発行価額)の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格(募集価格)の総額と払込金額(発行価額)の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出届出目論見書ならびに訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (6) 申込期間 2013年11月27日（水曜日）から2013年11月28日（木曜日）まで
 なお、上述申込期間は、需要状況等を勘案した上で、繰り下げられることがあり、最も繰り下がった場合は、2013年12月2日（月曜日）から2013年12月3日（火曜日）までとなります。
- (7) 申込単位 1口以上1口単位
- (8) 払込期日 2013年12月3日（火曜日）
 なお、上述払込期日は、需要状況等を勘案した上で、繰り下げられることがあり、最も繰り下がった場合は、2013年12月6日（金曜日）となります。
- (9) 受渡期日 上述(8)記載の払込期日の翌営業日
- (10) 発行価格（募集価格）および払込金額（発行価額）その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催される本投資法人役員会において決定します。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任します。
- (11) 前述各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (2) 売出投資口数 8,500口
 なお、上述売出投資口数はオーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。売出投資口数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。
- (3) 売出価格 未定
 （発行価格等決定日に決定します。なお、売出価格は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一の価格とします。）
- (4) 売出価額の総額 未定
- (5) 売出方法 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、SMBC日興証券株式会社が、本投資法人の投資主から8,500口を上限として借り入れる本投資口の売出しを行います。
- (6) 申込期間 上述1.(6)記載の一般募集における申込期間と同一とします。
- (7) 申込単位 1口以上1口単位
- (8) 受渡期日 上述1.(9)記載の一般募集における受渡期日と同一とします。
- (9) 売出価格およびその他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催される役員会において決定します。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任します。
- (10) 前述各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

3. 第三者割当による新投資口発行（本第三者割当）

- (1) 募集投資口数 8,500口
- (2) 割当先および割当投資口数 SMBC日興証券株式会社 8,500口

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出届出目論見書ならびに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (3) 払込金額（発行価額） 未定
（発行価格等決定日に開催される役員会において決定します。
なお、一般募集における払込金額（発行価額）と同一の価格と
します。）
- (4) 払込金額（発行価額）の総額 未定
- (5) 申込期間（申込期日） 2014年1月6日（月曜日）
- (6) 申込単位 1口以上1口単位
- (7) 払込期日 2014年1月7日（火曜日）
- (8) 払込金額（発行価額）その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催される役員会において決定します。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任します。
- (9) 上述(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。
- (10) 一般募集を中止した場合は、本第三者割当による新投資口発行も中止します。
- (11) 前述各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

〈ご参考〉

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、SMB C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主から8,500口を上限として借り入れる本投資口（以下、「借入投資口」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は8,500口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるため、本投資法人は本日開催の本投資法人の役員会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする本投資口8,500口の本第三者割当を、2014年1月7日（火曜日）を払込期日（以下、「本第三者割当の払込期日」という。）として行うことを決議しています。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2013年12月27日（金曜日）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。SMB C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMB C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、SMB C日興証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部または一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、SMB C日興証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出届出目論見書ならびに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合には、SMB C日興証券株式会社による当該投資主からの本投資口の借入れは行われません。したがって、この場合は、SMB C日興証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口総数の推移

現在の発行済投資口総数	932,823口
一般募集による増加投資口数	85,000口
一般募集後の発行済投資口総数	1,017,823口
本第三者割当による増加投資口数	8,500口(注)
本第三者割当後の発行済投資口総数	1,026,323口(注)

(注) 本第三者割当の募集投資口数の全口数に対し、SMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 発行の目的および理由

本投資法人は、2012年4月期より制定した成長戦略を着実に実行してまいりました。今般、成長戦略の進捗状況等を勘案し、2014年4月期以降の1年間に該当するステージⅢの成長戦略をより具体的な内容へと見直し、ステージⅣ以降の成長戦略(注1)を新たに定めました。その中で、ステージⅢを「ポートフォリオの収益性向上」の期間と位置づけており、財務戦略の一つとして、本募集による財務基盤強化を掲げ、また外部成長戦略の一つとして、分配金成長を目指した本募集の実行を掲げており、本件新投資口の発行は、当該戦略に基づき実施するものです。

本投資法人は、本日付で開示いたしました「資産の取得および資産の譲渡に関するお知らせ」に記載のとおり、一般募集により調達する資金、メガバンク等からの借入金(注2)および手元資金により、新たに4物件の特定資産(注3)を取得することを予定しております。投資主価値向上を目指し、新規物件取得をすることで資産規模の拡大によるスケールメリット(コスト削減、融資条件の改善等)、ポートフォリオの質の向上の実現を目指すとともに、財務基盤安定性のさらなる向上を図ってまいります。

(注1) 当該成長戦略につきましては、本プレスリリース「【ご参考】本投資法人の成長戦略とアクションプラン」をご参照ください。

(注2) 当該資金の借入につきましては、決定次第お知らせいたします。

(注3) 当該特定資産の内容につきましては、本日付発表の「資産の取得および資産の譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出届出目論見書ならびに訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

4. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

5,386,000,000円（上限）

（注）一般募集における手取金4,897,000,000円および本第三者割当による新投資口発行の手取金の上限489,000,000円を合計した金額を記載しています。また、上述金額は2013年10月31日（木曜日）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途および支出予定時期

一般募集における手取金（4,897,000,000円）については本日付発表の「資産の取得および資産の譲渡に関するお知らせ」でお知らせした特定資産の取得資金およびその取得費用の一部ならびに借入金の返済に充当します。なお、本第三者割当による新投資口発行の手取金上限（489,000,000円）については、借入金の返済に充当し、残額があれば手元資金とし、将来の借入金の返済に充当します。

（注）調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

5. 配分先の指定

該当する事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付発表の「2013年10月期の運用状況および分配金予想の修正、2014年4月期の運用状況および分配金の予想に関するお知らせ」に記載のとおりです。

7. 最近3営業期間の運用状況およびエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3営業期間の運用状況

	2012年4月期	2012年10月期	2013年4月期
1口当たり当期純利益または 当期純損失（△）	20,275円	△624円	535円
1口当たり分配金	1,219円（注2）	1,387円（注2）	1,494円（注2）
実績配当性向（注1）	6.0%	—	279.0%
1口当たり純資産	62,390円	60,547円	59,695円

（注1）実績配当性向は、小数点第1位未満を切り捨てて記載しています。

（注2）2012年4月期においては、発生した負ののれん発生益16,562百万円のうち501百万円を分配金に充当しています。また、2012年10月期は1,695百万円、2013年4月期は808百万円を配当積立金から取り崩して分配金に充当しています。

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	2012年10月期	2013年4月期	2013年10月期
始値	35,900円	42,900円	63,300円
高値	42,650円	70,700円	65,100円
安値	33,600円	40,050円	55,900円
終値	42,650円	63,800円	61,300円

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出し届出目論見書ならびに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

(注) 始値、高値および安値については、東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値に基づき記載しています。

② 最近6か月間の状況

	2013年6月	2013年7月	2013年8月	2013年9月	2013年10月	2013年11月
始値	61,400円	63,000円	62,500円	57,100円	64,700円	61,700円
高値	63,500円	63,000円	62,500円	65,100円	64,700円	61,700円
安値	55,900円	60,000円	57,000円	57,100円	61,300円	59,700円
終値	63,500円	60,000円	57,500円	65,100円	61,300円	61,500円

(注1) 始値、高値および安値については、東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値に基づき記載しています。

(注2) 2013年11月の投資口価格については、2013年11月14日(木曜日)現在で表示しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	2013年11月14日
始値	60,800円
高値	61,500円
安値	60,500円
終値	61,500円

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資

発行期日	2013年5月27日
調達資金の額	5,431,320,000円 (差引手取概算額)
払込金額 (発行価額)	60,348円
募集時における発行済投資口数	842,823口
当該募集における発行投資口数	90,000口
募集後における発行済投資口総数	932,823口
発行時における当初資金使途	特定資産の取得資金およびその取得費用の一部に充当
発行時における支出予定時期	2013年6月3日
現時点における充当状況	上述支出予定時期に全額を充当済み

8. 売却・追加発行等の制限

- (1) いちごトラスト・ピーティイー・リミテッド、いちごアセットマネジメント株式会社およびいちご不動産投資顧問株式会社は、本日現在、本投資口をそれぞれ358,402口、1口および1,400口保有する投資主です。上述投資主は、一般募集に際し、主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、受渡期日以降45日を経過する日までの期間、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本日現在保有している本投資口の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付けを除きます。)を行わない旨を合意します。

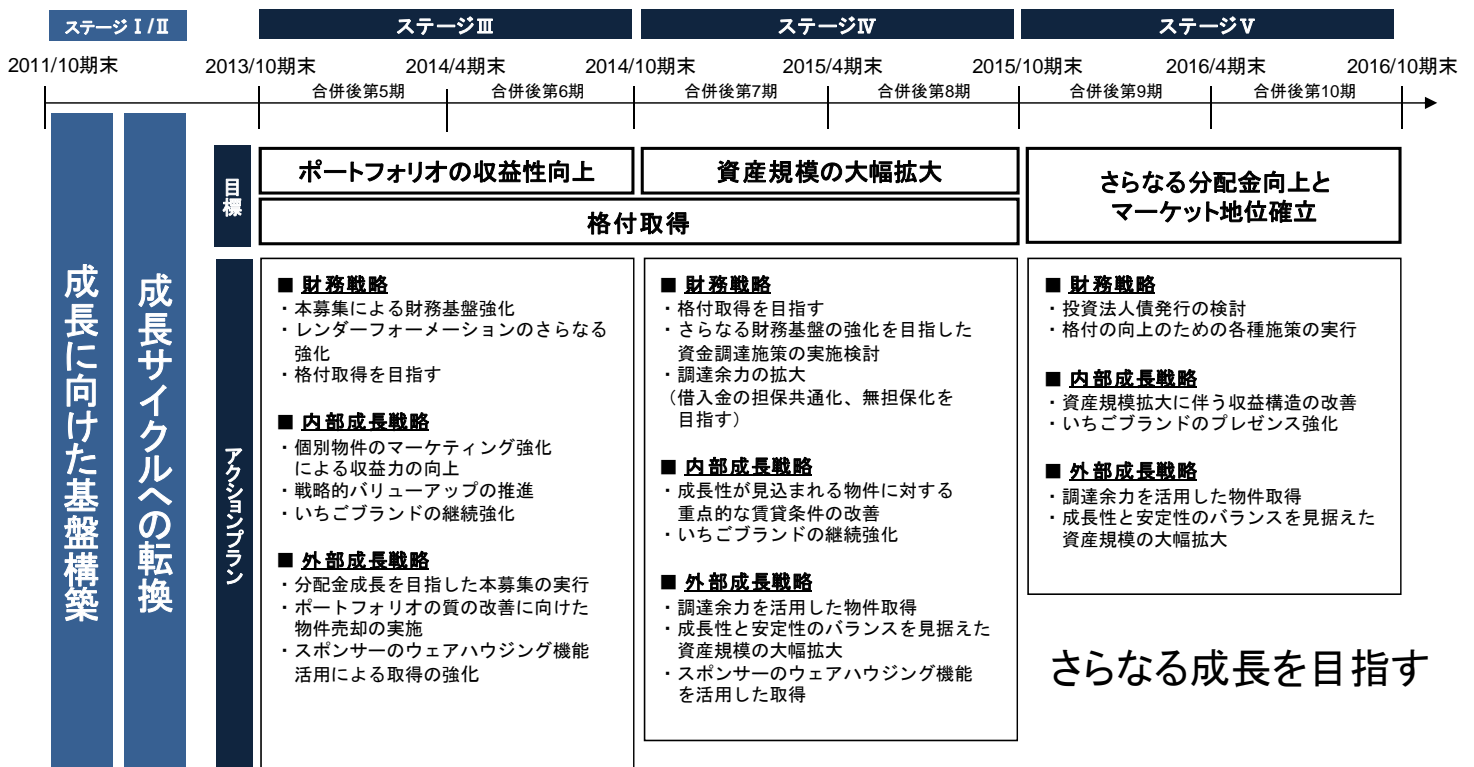
ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出し届出目論見書ならびに訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (2) 本投資法人は、一般募集に際し、主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、受渡期日以降90日を経過する日までの期間、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等（ただし、一般募集および本第三者割当、本投資口の分割等の場合の発行等を除きます。）を行わない旨を合意します。
- (3) 上述(1)および(2)のいずれの場合においても、主幹事会社は制限期間中にその裁量で当該合意内容の一部または全部を解除し、または制限期間を短縮する権限を有します。

以上

※ 本投資法人のホームページアドレス：www.ichigo-reit.co.jp

【ご参考】 本投資法人の成長戦略とアクションプラン



※本募集とは、本プレスリリースに記載の一般募集をいいます。
 ※アクションプランの内容はあくまで計画であり、その実現を保証するものではありません。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出し届出目論見書ならびに訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。